

## 発電設備の総点検を踏まえた検査制度の見直しに向けた具体的な取組み

平成19年5月24日

原子力安全・保安院

1. 保全プログラムに基づく保安活動に対する検査制度の導入	省令改正時期
<p>基本的事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉の運転に関する基本的なルールを定めている保安規定（原子炉等規制法）において、原子炉の停止間隔、保守管理に用いる管理指標などを事業者に定めさせ、国が認可。その遵守状況は、保安検査において確認。</li> </ul> <p>保全計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保全計画を含む保安管理の具体的なルールは、保安規程（電気事業法）に集約化する。具体的には、点検周期毎に、事業者は、点検や補修・取替などの具体的な計画（保全計画）を定めさせ、届けさせる。届け出られた保全計画は、JNESが事前に審査するとともに、その実施状況については、定期安全管理審査において確認。特に高経年化対策評価、定期安全レビューを実施したプラントについては、これらの技術評価を保全計画に反映。</li> </ul> <p>原子炉停止間隔等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国は、定期検査において重要な機器・システムの工学的余裕度の評価を行い、充実・強化された保全プログラムに基づく状態監視保全の導入状況や、定期安全管理審査による事業者の保守管理の実施状況を踏まえ、プラントごとに定期検査の間隔を設定。</li> <li>事業者は、この間隔の範囲内で、具体的な原子炉停止間隔を保安規定に定めて申請し、国が認可。</li> <li>停止中の検査に加え、運転中の状態監視保全（振動診断、赤外線監視など）を事業者に実施させ、その実施体制をJNESが審査し、国に報告。</li> </ul>	<p>・8月中に省令案をとりまとめ（平成20年4月施行目途）</p>
<p>【総点検結果を踏まえた対応】</p> <p>保全計画記載要求事項に以下を追加</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新たに「プラント停止時の安全管理」を追加</li> <li>定期事業者検査以外の安全上重要な保守点検活動の計画的実施を追加</li> </ul>	
<p>2. 安全上重要な行為に着目した検査制度の導入</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>運転中、停止中を問わず、リスクが高い安全上重要と判断される行為（例：原子炉の起動・停止操作、燃料取替等）が行われる時や、運転上の制限を逸脱した時に、保安検査、立入検査で安全性を確認。</li> </ul>	<p>・8月中に省令案をとりまとめ（平成20年4月施行目途）</p>
<p>【総点検を踏まえた対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>上記のうち、原子炉の起動・停止操作及び運転上の制限を逸脱した時の保安検査、立入検査を先行実施。</li> </ul>	<p>・5月中に省令案をとりまとめ（9月施行目途）</p>
<p>3. 根本原因分析のためのガイドラインの整備等</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>事故・トラブルの誘因となる組織要因等による不適合の是正を徹底するため、不適合の根本的な原因を分析して対応を図るべきことを保安措置として義務付け。</li> </ul>	<p>・5月中に省令案をとりまとめ（9月施行目途）</p>
<p>【総点検結果を踏まえた対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>不適合の根本原因分析については、保安規定の要求事項としても位置付け。</li> <li>これら対応について、当初予定（平成20年4月施行）を前倒して実施（平成19年9月施行）。</li> </ul>	
<p>4. 発電設備の総点検結果を踏まえた対応</p>	
<p>警報等印字記録（アラームタイパー）の記録保存を義務化</p> <p>保安規定の要求事項の追加</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>法令遵守のための体制に関すること</li> <li>安全文化を醸成するための体制に関すること</li> <li>事故等が発生した場合の原因を根本まで遡って究明すること</li> <li>公開可能な安全上重要な情報の発信に関すること</li> </ul> <p>作業手順書等を保安措置及び保安規定へ位置付け</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>作業手順書等を適正に作成し、これを遵守して保安活動を行うこと</li> <li>作業手順書等は、その妥当性を常に検証し、必要に応じて適切な見直しを柔軟に行うこと</li> </ul> <p>メーカーの安全技術についての情報を電力間で共有するための調達管理上の措置</p> <p>原子炉主任技術者の独立性の担保</p>	<p>・5月中に省令案をとりまとめ（9月施行目途）</p>